

福 議 委 号  
平成25年10月28日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成25年9月19日福島町議会定例会9月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(9) その他所管に関する事項について (吉岡温泉の改修について)
調 査 期 間	平成25年10月10日(1日間)
出 席 委 員	委員長 木 村 隆 副委員長 花 田 勇 委員 平 沼 昌 平 委員 加 藤 雅 行 委員 藤 山 大 委員 平 野 隆 雄
欠 席 委 員	なし
委員外議員	議員 佐 藤 孝 男 議員 熊 野 茂 夫 議員 滝 川 明 子 議員 川 村 明 雄
職務のため 出席した議員	議長 溝 部 幸 基
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

## **[委員会意見]**

### **調査事件 9 その他所管に関する事項について (吉岡温泉の改修について)**

**(平成 25 年 10 月 10 日調査)**

本調査は、本年 1 月 28 日に本委員会で調査した、「吉岡温泉の改修と運営について」に関連したものである。意見交換の結果として改修か建て替えかを両論併記した理由は、改修によるヒートポンプ導入のランニングコスト等の課題整理と、会議に臨むにあたり町長の改修に対しての方針の無さである。委員会としては改修に対しての答えを出せる状況ではなかったと認識している。今回、町が吉岡温泉の改修方法を新築による建て替えとした、今日に至る経緯及び基本計画作成業務等の内容を調査したところであり、委員長の確認内容及び結果は次のとおりである。

### **【委員長の確認と答弁】**

#### **(1) 総合計画の策定と運用に関する条例との関係について**

##### **○確認の趣旨**

本年 6 月 21 日に総合計画の策定と運用に関する条例を制定し、総合計画に基づき予算化することを規定している中で、総合計画に登載のない大型事業を実質的に着手することは非常に問題があること、今後の総合計画の対応はどのように考えているのかの 2 点。

##### **□答弁**

第 4 次総合計画には平成 22 年度から平成 26 年度までの吉岡温泉健康保養センター改修事業費として 2,253 万円 1 千円を登載しています。町としては、現在の温泉施設の在り方を色々検討し、住民サービスを一層向上させるためにも建て替えすることとし、平成 25 年度のローリング作業において、平成 26 年度に予定していたろ過機等の取り替えを変更し、4 億円を新規登載することで、去る 10 月 7 日開催の総合計画審議会に諮り、了解をいただいたので、今後 10 月 25 日、11 月 1 日開催の常任委員会に同様の説明をする予定です。条例に基づく手続きをしながら、事業を遂行していくのが常だと思っています。今回の場合は、町のこれからの福祉政策の一環としての必要性を考慮して総合計画に登載したので、ご理解願いたいと思います。

## (2) 簡易プロポーザルについて

### ○確認の趣旨

プロポーザル実施は契約事務の執行と考えるべきで、従前は報償費や委託料を予算化した上で、執行していたと聞いている。今回は、予算を12月会議に提案となっている手順が全く前後していること。選定業者とは今後実施設計業務の委託契約を行うとしているが、関連予算が議決される保証はなく、議決されないときの選定業者に対する責任等と今後の対応の2点。

### □答弁

本来は5月29日に当該温泉施設の町としての在り方について協議し、方針を決めた時点の早い段階に議会と協議し、提案方式としての簡易プロポーザル方式の内容を、予算の裏付け、それから決定業者に対しての随意契約等について、十分説明をし理解いただき進めるところでしたが、町が議会の理解を得ないまま先行したことについては、誠に申し訳なくお詫びを申し上げます。

簡易プロポーザルは、設計費用というのは発生していません。今これから進める上で、業者からのプロポーザルは必要だったので、今後進めていく上では、簡易プロポーザルの結果を町としても1社に決めて議会に理解いただく方向で進めて行きます。私の方としては、業者の方にも責任持った形で、説明して納得してもらうようにしたいと思います。

※答弁は録音から概要をまとめ整理したものであること。

## 【意見交換の結果】

調査に入る前に委員長から、前述の重要な2項目について町の考え方を確認した結果、①吉岡温泉の建て替えを進めるにあたり、総合計画の策定と運用に関する条例の意義を踏まえた対応になっていないことが最大の問題であること、②プロポーザルに参加した業者は後日実施計画の契約に結び付くことを前提にしているものであり、この関連予算がない状況で吉岡温泉の建て替えに向けた一連の手続きは議会を軽視したものと言わざるを得ないこと。

以上から、本委員会は確認した事項の適切な処理方法と一連の対応責任を明確にすることを指摘する。

また、吉岡温泉については原点に戻り、議会、町民が判断できる改修か建て替えかの比較資料等を十分に精査して提案すべきである。